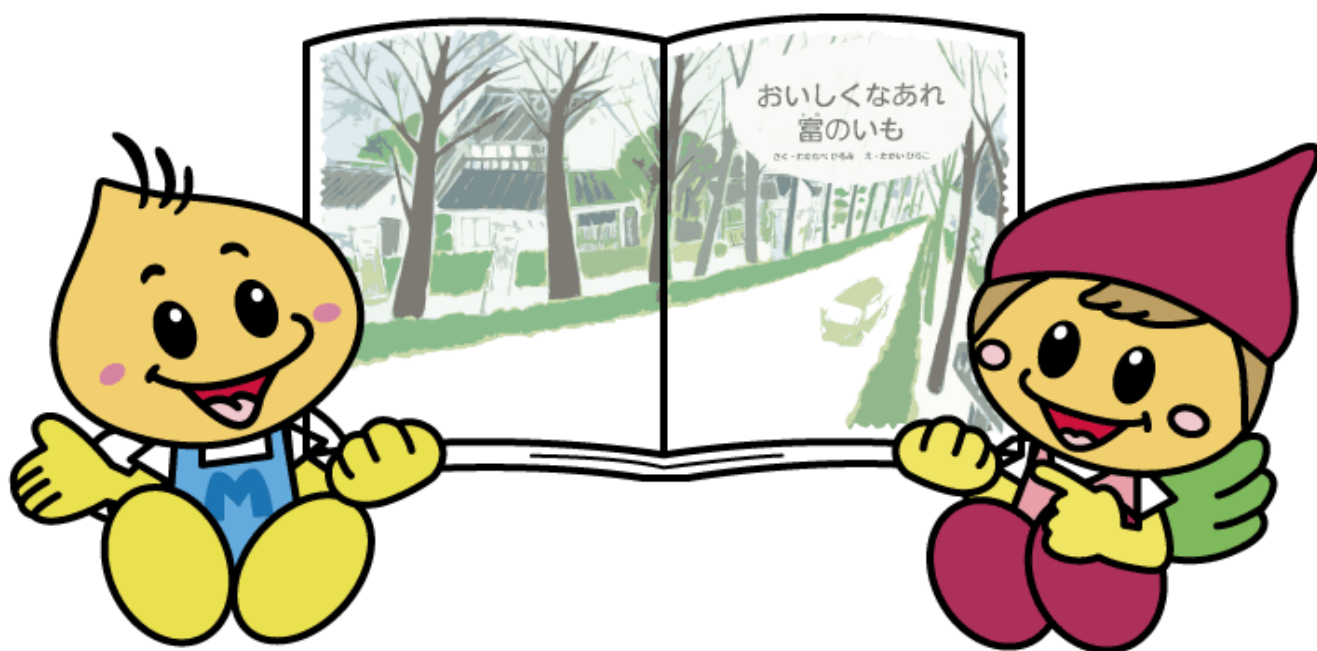


入所(園)の 手続き等について



三芳町役場 こども支援課 保育担当
電話 049-258-0019 内線253~255
〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1
<http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>
e-mail : kodomo@town.saitama-miyoshi.lg.jp

も く じ

ページ

1. 保育の必要性の認定(支給認定)	1
2. 保育を必要とする事由	2
3. 支給認定期間について	3
4. 入所(園)申込手続きについて	4
入所(園)申込に必要な書類	4
申込書提出についてのご注意	5
新年度入所(園)の申込受付について	5
年度途中(5月～3月)の入所(園)申込の受付について	6
入所(園)の決定(利用調整)	7
保育所(園)の入所(園)保留について	7
保育の実施期間	7
心身に障がいのある児童・発達上特別な支援が必要な児童について	7
保育所入所基準点数表	8
申込書および保育が必要な証明書の内容に変更があった場合	10
出産に伴う入所児童(兄弟)の継続入所について	11
5. 保育料(利用者負担額)について	12
(参考)令和8年度 三芳町保育料徴収金基準額表	14
6. 認定こども園について	17
7. 町内保育施設	19～
案内図	

1. 保育の必要性の認定(支給認定)

保育所・認定こども園・小規模保育施設等の地域型保育ならびに新制度に移行した幼稚園の利用を希望する保護者は、施設の入所(園)の申請と同時に保育の必要性の認定の申請をし、認定を受ける必要があります。

この「支給認定」は、保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、町が客観的に審査し保育の必要性を3つの区分のいずれかに認定するものです。

3つの認定区分	内容	利用できる施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、 保育を必要とせず、幼稚園等で教育を 希望される場合	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、 保護者の就労や疾病等の事由により、 保育を必要とする場合	保育所(園) 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、 保護者の就労や疾病等の事由により、 保育を必要とする場合	保育所(園) 認定こども園(保育部分) 地域型保育事業 (小規模保育施設等)

上記認定区分のうち、2号認定または3号認定を受けて保育施設等を利用する方については、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認するため、1年に1回「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届」ならびに「保育を必要とすることを証明する書類」を提出していただきます。

2. 保育を必要とする事由

3つの認定区分のうち、保育を希望する「2号認定」「3号認定」を受けるにあたっては次の事由のいずれかに該当することが必要です。保育園入所後、就労時間が不足している等保育を必要とする事由の確認ができない場合には退所となることがあります。

また、保育の必要量に応じて「利用時間区分」があります。

(1)	就労	月64時間以上の就労をしていること。(毎月)
(2)	妊娠出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (産前7週・産後8週、多胎妊娠の場合は産前14週) ※育児休業中は保育が必要な理由になりません。
(3)	疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
(4)	病人の看護等	長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
(5)	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
(6)	求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
(7)	就学	職業訓練校等における職業訓練を含む。 時間等の要件については就労と同じ。
(8)	虐待・DV	虐待やDVをうけている(おそれがある)こと。
(9)	育児休業中の継続利用	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。(P.9出産に伴う入所児童(兄姉)の継続入所についてをご参照ください。)
(10)	その他	上記に類する事由であると町長が認める場合

利用時間区分

★「保育標準時間」・・・保育所等の利用可能時間は最大1日11時間。主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務等を想定した利用。就労等の時間が月120時間以上かつ週30時間以上。

★「保育短時間」・・・保育所等の利用可能時間は最大8時間。主に保護者のいずれも、または、いずれかが、パートタイム勤務・育児休業・就労誓約(求職活動)を想定した利用。

就労等の時間が月64時間以上。

(保育短時間の保育料は標準時間のマイナス1.7%程度となっています。)

3. 支給認定期間について

保育施設等を利用できる期間は支給認定を受けている期間です。

保育所(園)に入所(園)した後であっても、認定期間が終了した場合や認定を受けられなくなった場合はその時点で退所(園)することになります。

また、保育を必要とする理由や保育の必要量が変わる場合は、支給認定の変更が生じますので必ずお手続きください。月途中での認定の変更は原則としてできません。

- 2号認定(3歳以上保育標準時間認定及び保育短時間認定)の認定期間は、その効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間です。
- 3号認定(3歳未満保育標準時間認定及び保育短時間認定)の認定期間は、その効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間です。ただし満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、町が認定の変更を行いますので、保護者があらためて申請をする必要はありません。
- ◆ 保育を必要とする事由(6)求職活動(就労誓約)の認定期間は、その効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間です。認定期間内に就労し就労証明書を提出してください。提出された就労証明書により保育の必要性が認められれば認定期間を変更することができます。
- ◆ 保育を必要とする事由(2)妊娠・出産の認定期間は、産前7週に入る月から産後8週を経過する日が属する月の末日までの期間です。
- ◆ 保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなった場合はその月の末日で退所(園)となります。
- ◇ 1号認定(教育標準時間認定)の有効期間は、その効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間です。

4. 入所(園)手続きについて

町内の認可保育所(園)や小規模保育施設、認定こども園(保育部分)への入所(園)を希望する場合は、次の書類をそろえて三芳町役場こども支援課まで申し込みをしてください。

認定こども園(幼稚園利用)の入所を希望する場合は園へ直接お問い合わせください。

町外の保育施設を希望する場合は、施設所在地の市町村に入所申込上の注意点や必要書類、申込提出期限等を必ず確認したうえで三芳町役場こども支援課に申し込みをしてください。

町内在住の方の郵送による申請は受付しておりません。郵送で申請をされた場合、その申請は無効になります。

1. 入所(園)申込に必要な書類

(1) 支給認定申請書兼入園申込書(児童1人に対して1枚)

(2) 入所申込補助票(児童1人に対して1枚)

(3) 保育の必要性を証明する書類

- | | |
|-------------|---|
| ①就労証明書 | 就労している方、内定した方、
または育児休暇期間終了による復帰予定の方 |
| ②診断書 | 疾病やケガ等により保育することができない方、
または介護をするために保育することができない方
(必要に応じ、身体障害者手帳のコピーで代用することが可) |
| ③在学証明書 | 就学している方、または内定した方 |
| ④就労誓約書 | 求職中の方(入所(園)後3か月以内に就労・就学すること) |
| ⑤母子健康手帳のコピー | 産前7週・産後8週の期間を申し込む方 |
| ⑥その他 | 父母、祖父母等の扶養義務者が保育できないことの証明書等 |

※各家庭によりご用意いただく書類は変わります。

※上記①から④は三芳町役場こども支援課にある所定の様式を使ってください。

(4) 家庭調査票

(5) エントリーシート(重要事項確認)

(6) 個人番号(マイナンバー)申告書

※申込書等は常時、三芳町役場こども支援課と各保育所(園)に備えてあります。

注意: 祖父母等が同一世帯(2世帯住宅等)にいる場合、20歳以上65歳未満の方については『保育の必要性を証明する書類』が必要です。世帯分離をしているか、血縁関係があるかにかかわらず必要です。

2. 申込書提出についてのご注意

- (1) 申込書提出の際には保護者のマイナンバーカード、またはマイナンバー入り住民票と身元確認書類(運転免許証、パスポート等)が必要です。
- (2) 提出書類が不備の場合は、受付できません。
- (3) 原則、郵送または代理の方の申込受付はできません。
- (4) 虚偽の申込がなされた場合、その申込は無効となります。
また、入所決定後に虚偽が発覚した場合においては直ちに保育の実施を解除します。
- (5) エントリーシート(重要事項確認)に保護者が無記名の場合は受付できません。
- (6) 外国籍の方で、就労誓約書により求職活動を理由として申し込みをする場合、在留資格を確認します。就労可能なビザ、あるいは「資格外活動許可書」が必要です。
- (7) 育児休業からの復職予定で入所申し込みをする場合、入所月の翌月1日までの復職を条件に調整を行います。4月1日入所であれば5月1日までに復職できない場合や、復職せずに退職した場合は保育の実施を解除します。
- (8) 入所前に町外へ転出となった場合、町内保育所の入所決定は取消となります。

3. 入所申込受付について

- (1) 新年度4月の入所(園)申込受付について

- ① 申込書配布開始日および配布場所

令和7年10月1日(水) 三芳町役場内こども支援課または三芳町内各保育施設

- ② 一斉受付日時 11月11日(火)～14日(金) 10時～12時

- ③ 一斉受付場所 三芳町役場庁舎3階 301会議室

A) 面接がありますのでお子さんとご一緒にお越しください。

B) 申し込み時点で妊娠中の方や6か月未満のお子さんの面接はありません。入所(園)決定した際に、決定した保育施設で行います。一次受付期間での面接は行いません。

C) 一斉受付は各日 25 名までの人数制限を行いますので、事前予約が必要です。予約人数で、会場を用意するため、事前予約のない場合、当日の受付ができない可能性があります。

- D) 令和8年4月入所申込み予約は電子申請のみで受付します。

10月30日(木)から11月6日(木)の期間内に、左記二次元コードで予約してください。



※一斉受付日以外の受付は別日に面接を行います。

※予約枠がいっぱいの場合はこども支援課までご連絡ください。(049-258-0019)

- ④ 申込締め切り日 第1次締め切り日:令和7年11月28日(金)

第2次締め切り日:令和8年 2月10日(火)

※第1次申込をされた方の利用調整後、定員に空きがない場合は第2次申込の方の利用調整は行われませんので了承ください。

○令和8年度入所(園)年齢早見表

年齢	生年月日	最長保育期間(就学前まで)
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和8年4月1日～令和9年3月31日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和8年4月1日～令和10年3月31日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和8年4月1日～令和11年3月31日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和8年4月1日～令和12年3月31日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和8年4月1日～令和13年3月31日
0歳児	令和7年4月2日～令和8年1月28日※	令和8年4月1日～令和14年3月31日

※保育施設によって受入れできる月齢が異なります。

※0歳児は入所(園)月1日時点で月齢に達しているかで判断します。

(2)年度途中(5月～3月)の入所(園)申込みの受付について

保育所等の入所(園)は、各月の1日が入所(園)日になります。入所(園)を、希望される月の前月10日までに必要書類をそろえて、こども支援課保育担当に提出してください。

(郵送または代理の方による提出は受付できません。)

また、申込にあたってはお子様の面接も実施しております。入所希望月の申込締切日(下記の表をご参照ください)の13時30分から16時までの間にこども支援課保育担当までお子様と一緒にお願いします。

※三芳町外保育所(園)の入所(園)申込を希望される方は、三芳町役場こども支援課までお問い合わせください。

○令和8年度途中入所の各月ごとの申込締め切り日 ※1

入所希望月	申込み締め切り日	入所希望月	申込み締め切り日
5月	令和8年4月10日(金)	11月	令和8年10月13日(火)
6月	令和8年5月11日(月)	12月	令和8年11月10日(火)
7月	令和8年6月10日(水)	1月	<u>令和8年12月10日(木)</u> ※2
8月	令和8年7月10日(金)	2月	
9月	令和8年8月10日(月)	3月	
10月	令和8年9月10日(木)		

※1 申込受付開始日は、各入所(園)希望月の申込み締め切り日の原則1か月前からです。

※2 1月2月3月の入所(園)申込について、申込み締め切り日を過ぎて三芳町に転入した場合の入所(園)申込については三芳町役場こども支援課にご相談ください。

4. 入所(園)の決定(利用調整)

保護者の方より提出していただいた申込書類から、保育の必要性の程度に応じて保育所入所基準点数表(P.8～P.9参照)に基づき点数化し、順位を決め、高い方から希望保育施設への入所(園)を決定します。保育所等に入所(園)できる基準に該当しないため入所(園)が認められない場合や保育所等へ入所(園)できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合があります。

なお、提出いただいた書類に誤りや虚偽記載がある場合や、就労証明書に記載された就労条件通りに就労しない場合、利用調整時の条件を下回る場合には入所決定が取消となる事があります。

また、家庭状況等に変更が生じた際は、変更の届出や追加書類の提出が必要となります。書類の再提出によっては点数が変更となる場合がありますのでご注意ください。

5. 保育所(園)の入所(園)保留について

保育所(園)の定員は法令で定められた設置基準があり、0歳児から5歳児ごとにそれぞれ定員があります。(基準を超えた定員にすることはできません。)そのため、保育の必要性の程度が高くても空きがなければ入所(園)できず、入所保留(空き待ち)になります。定員の空き人数よりも、多くの入所希望が出た場合は、保育の必要性の高い順に利用調整します。

入所(園)申込をしたとしても、希望する保育所(園)を利用できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

6. 保育の実施期間

保育の実施期間は支給認定を受けている期間と同じです。(P.3支給認定期間について参照)最長で小学校就学始期に達するまでの間ですが、入所(園)後に入所基準に該当しなくなった場合や保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなった場合は、実施期間中でも退所となります。

7. 心身に障がいのある児童・発達上特別な支援が必要な児童について

心身に障がいのある児童や発達上特別な支援が必要な児童も、保育の必要性の認定を受けて保育所等を利用することができます。ただし、保育所等で受入れ態勢を整える必要がある場合、すぐに入所(園)できないこともあります。また、必要に応じてお子様の状況を把握するため診断書等をご提出いただくことがあります。

入所(園)をご検討されている場合は、こども支援課保育担当までご相談ください。

保育所入所基準点数表

対象児童名		(歳児)			第一希望保育施設		第三保・桑の実・あずさ・元氣・そよかぜ つくし・にじいろ・すくすく・こすず 他()		
入所基準		保護者の状況		点数	調整 基準	保護者及び世帯の状況		点数	特 記 事 項
				父	母			父	母
1	就労または就学 (就労・就学 含む)	就学	月180時間以上	15	15	世帯の 状況 (重複可)	生活保護適用世帯	2	
			月170時間以上180時間未満	14	14		両親不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁等)	30	
			月160時間以上170時間未満	13	13		ひとり親家庭(単独世帯)	17	保護者別居のみの場合は該当しない。同住所世帯分離不可
			月150時間以上160時間未満	12	12		ひとり親家庭(祖父母等と同居)	16	保護者別居のみの場合は該当しない。同住所同居者がいる
			月140時間以上150時間未満	11	11		離婚調停中または裁判中 (申請者以外の保護者の入所基準1～6を証明する書類が不足している場合)	7	調停中や裁判中であることを証明できる書類と申請者からの申立書がある場合にのみ加算
			月130時間以上140時間未満	10	10		住民票の異動を伴う保護者別居	2	離婚協議中(調停中裁判中含む)、単身赴任等
			月120時間以上130時間未満	9	9		住民票の異動を伴わない保護者別居	1	離婚協議中(調停中裁判中含む)、単身赴任等
			月110時間以上120時間未満	8	8		一般世帯生計中心者の失業等や単独世帯のひとり親の求職等就労の必要性が高い	5	生計中心者の失業の場合、失業から3か月以内の入所申込に限る
			月100時間以上110時間未満	7	7		月64時間に満たない就労の者または証明できる書類がない者がいる		20歳以上65才未満の同居人1人につき-1点(-3点を限度とする)
			月80時間以上100時間未満	6	6		保育所・幼稚園(延長利用)・認可外保育施設、企業内保育施設等	3	
			月64時間以上80時間未満	5	5		一時保育利用、居宅内外個人委託(有償)(週3日以下:1点、週4日以上:2点)		保護者に基準2～7の加点がある場合、またはすでに就労している場合に左記+1点
			月64時間未満	0	0		自宅保育だが産休(産後8週)明けで復職する	3	
	内職		月64時間以上	2	2				
2	出 産		産前7週・産後8週 ※多胎妊娠の場合は産前14週・産後8週		15	保育の 状況	幼稚園(延長なし)	2	
3	疾病・障害	入院	1ヶ月以上を見込まれる	16	16	児童の 状況	居宅外同伴就労 (週3日以下:1点、週4日以上:2点)		整備工場など危険を伴う職場の場合に左記+1点
			常時病臥	15	15		自宅保育だが育児休業が終了する	2	R . . . 復帰予定
			精神疾患・感染症・難病等長期療養	15	15		居宅内外で個人委託(別居の祖父母・親戚等)、保護者による自宅保育	1	保護者に基準1～7の加点がある場合に加点(就労内定、証明のある求職等)
			自宅療養で安静を要し、かつ週3日以上通院を要する	13	13		同居の祖父母等、または保護者による自宅保育	0	
			自宅療養で安静を要する	10	10		入所希望する児童本人に障がいがある	1	手帳の写しか診断書等の提出があった場合に加点 (手帳申請中控えも加点)
			上記以外の自宅療養で保育を必要とすると認められる場合	7	7		申込児童のきょうだいが保育施設入所中である。		きょうだい入園施設が第1希望:3点、 きょうだい入園施設以外が第1希望:1点
			身体・療育・精神の障がい者手帳交付者(1,2級・A～B)	16	16		きょうだい同時申込(保留中、転園希望中含む)		2人申込1点、3人以上申込2点
			常時介護が常態、または週5日以上通院・入院付添い	15	15		(保育必要理由:就労・就学)就労・就学見込みの場合や就労証明書に直近3か月分の勤務実績の証明がない場合や月の就労時間が64時間に満たない場合	-1	-1
			一部介護が常態、または週3日以上通院・入院付添い	12	12		(保育必要理由:就労) 自営業専従者または家族従業者である	-1	-1
			上記以外の介護・看護で保育を必要とすると認められるもの	7	7		(保育必要理由:就労)自営業等申告書の記載が必要な人だが記載内容に不備や不足がある。		内職以外の人で直近の給与実績を就労時間実績で割った時に3か月中2か月が最低賃金を下回る場合等:-1点 ※給与実績が2か月以上0円の場合は-2点
4	介護・看護		常時介護が常態、または週5日以上通院・入院付添い	15	15	その他 (重複可)	(保育必要理由:就労)就労開始日が申込み締切日時点で3年以上前である。	1	1
5	災害復旧	家屋損失・その他の災害		20	20		他市の保育施設での継続保育が制度として不可能な場合	5	
6	求職活動・起業準備 注①	公的機関による証明がある場合	4	4			三芳町内の保育施設において、保育士として勤務している場合	2	町内の保育施設で勤務(内定を含む)しており、就労証明書で確認できる場合
		公的機関による証明がない場合	2	2			三芳町外の保育施設において、保育士として勤務している場合	1	町外の保育施設(認可外保育施設を含む)で勤務(内定を含む)しており就労証明書で確認できる場合
		就労誓約書のみの場合	0	0					
7	その他	児童福祉法第25条の8または第26条等の報告または通知等があった場合		20					
基準点数計						☆1	入所申込みをせず自宅保育している未就学のきょうだいがいる	-5	
調整点数計							保育料の滞納がある	-20	
基準+調整 点数合計							正当な理由(注②)なく利用調整結果を辞退したことがある	-2	当年度又は前年度
						転園 (転園調整時に加 点)	小規模保育施設を卒園するが、就学前までの保育を希望する場合	5	2才児のみ加算
調査:						(重複可)	きょうだいが別々の保育園に入所している	20	加算によりきょうだいが同じ保育園に通える可能性がある場合
確認:							20時までの延長保育が必要なことによる転園	1	

就労時間は就労時間で算定するが、実績と乖離がある場合実績で算定する。

注①公的機関による証明…ハローワークカード、開業届の写しなど。

注②保護者体調不良による復職不可・急な転居・児童の体調不良による通園困難等の理由で診断書等証明できる書類の提出があった場合には減点せず。

点数が同一の場合の優先順位(保育所)

順位	世 帯 の 状 況	担当確認欄
1	入所基準7に該当する世帯	該当・非該当
2	調整点数その他内☆1の減点が無い世帯	該当・非該当
3	ひとり親家庭または両親不存在	該当・非該当
4	両親どちらかが別居(離婚前提や単身赴任等)している世帯	該当・非該当
5	両親とも居宅外で就労	該当・非該当
6	保護者が特定教育・保育施設および特定地域型保育事業を行う施設に就労している世帯	該当・非該当(父・母・その他)
7	生活保護適用世帯	該当・非該当
8	主たる保育者※の入所基準点数の高い世帯	(父・母・その他) 点
9	同居家庭内に介護を必要とする者がいる世帯	該当・非該当
10	現保育者の育児休暇が終了する世帯	年 月 日復帰予定
11	入所保留期間が長い世帯	年 月1日付け入所希望有
12	主たる保育者※の就労実績期間が長い世帯	(父・母・その他) 年 月 日
13	保育の必要日数が多い世帯	1か月あたり 日
14	主たる保育者※の通勤時間が長い世帯	片道 時間 分
14	養育している18歳以下の子ども的人数が多い世帯	人
15	最新の市区町村民税額が少ない世帯	

※「主たる保育者」とは、父母のうちいずれか入所基準点数の低い者とする。入所基準点数が同点の場合は、保育必要日数が少ない者。(両親不存在の場合は、祖父母等保護者として児童を養育する者)

☆保護者(いずれかまたは両方)が就労証明書裏面の自営業等申告書記載対象者で、記載内容不備で減点があった場合かつ優先順位1～3に該当しない世帯は同一点数内優先の対象外となる。

8. 申込書および保育が必要な証明書の内容に変更があった場合

居住地が変わる・保護者の就労状況が変わる・世帯構成が変わる・仕事が変わるとき等は、速やかに必ず役場こども支援課保育担当まで届け出をしてください。届け出がされていないことが判明した場合、保育所等の入所(園)を解除することがあります。

【例】

事 由	必要書類
家族の状況が変わった場合 (転入、転出、離婚、再婚等)	申込記載事項変更届
氏名が変わった場合 (同居人のうち1人でも変更があれば必ず提出すること)	
申込書に書いた希望保育所等を変更したい場合	
転園を希望したい場合	転園希望届
勤務先が変わる場合 (雇用主が変わらなくても勤務地が変わる場合も含む)	就労証明書
新たに別の仕事に就いた場合	
勤務日や勤務時間が変わった場合	
育児休業から復職した場合	
育児休業を取得する場合	育児休業証明書
退職または解雇された場合 (ただし、保育の継続を希望する場合のみ)	就労誓約書
ケガや疾病による入院や通院のため休職または退職した場合 (ただし、保育の継続を希望する場合のみ)	診断書

○退職(解雇含む)した方が新たに職を探す(求職する)場合

- ・退職が決まりましたら、速やかに『就労誓約書』を提出してください。
- ・退職後に求職を理由として継続保育が認められる期間は退職日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間です。
- ・上記期間内に就労されない場合は原則退所(園)となります。

出産に伴う入所児童(兄弟)の継続入所について

(1)育児休業制度を有する場合

育児休業中は保育が必要な期間では無いため本来は退所(園)となります。

しかし、保育の継続を希望される場合は町では原則、出産児童が1歳に到達する日まで保育を行います。

ここでの育児休業制度とは『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』に定める制度です。

勤務先において複数年(2年や3年等)の育児休業を取得できる場合でも原則出産児童が1歳に到達する日までとします。ただし、出産児童の1歳の誕生月の初日からの入所(園)申込みをした方が、定員に空きがないため入所(園)できなかった場合は、その年度の3月末まで継続入所を認めます。(その年度の3月より前に入所(園)できた場合は、入所(園)の翌月1日までに就労復帰していただきます。)

辞退等、故意に出生児童の入所を延ばした場合、入所予定月の利用調整会議を経て、入所児童(兄弟)は退所となります。

(2)出産に伴い退職する場合

出産予定日前7週(多胎妊娠の場合は産前14週間)より前に退職される方は退所(園)となります。ただし、医師の診断等により安静を要する場合は入所(園)を継続することができます。(診断書等の提出が必要です。)

出産予定日前7週間(多胎妊娠の場合は産前14週間)及び出産後8週間の入所(園)は認められます。



5.保育料(利用者負担額)について

利用者負担額

保育料(利用者負担額)は、入所(園)児童の世帯にかかる市(区)町村民税に基づき、児童の年齢や認定区分に応じて「三芳町保育料徴収金基準額表」により4月と9月の年2回決定します。

4月分から8月分までの保育料は前年度の市(区)町村民税をもとに算定しますので、令和7年1月1日現在で三芳町に住民登録がなかった方は令和7年1月1日現在の住民登録地で発行される市(区)町村民税決定通知書の写しが必要です。

また、9月分から翌年3月分までの保育料は当年度の市(区)町村民税をもとに算定しますので、令和8年1月1日現在で三芳町に住民登録がない方は令和8年1月1日現在の住民登録地で発行される市(区)町村民税決定通知書の写しを提出してください。(市(区)町村民税は毎年6月頃に決定します。)

海外勤務、世帯で海外居住をしていた方は以下のいずれかの書類をご提出ください。外国語で記載されている証明書類については、その和訳文もお願いします。

1. 会社発行の給与支払証明書、給与明細等

(4月分から8月分保育料)

令和6年1月から令和6年12月までの国外、国内での収入額がわかる書類

(9月分から3月分保育料)

令和7年1月から令和7年12月までの国外、国内での収入額がわかる書類

2. 国外で無収入の場合は無収入を証明する書類

注意点

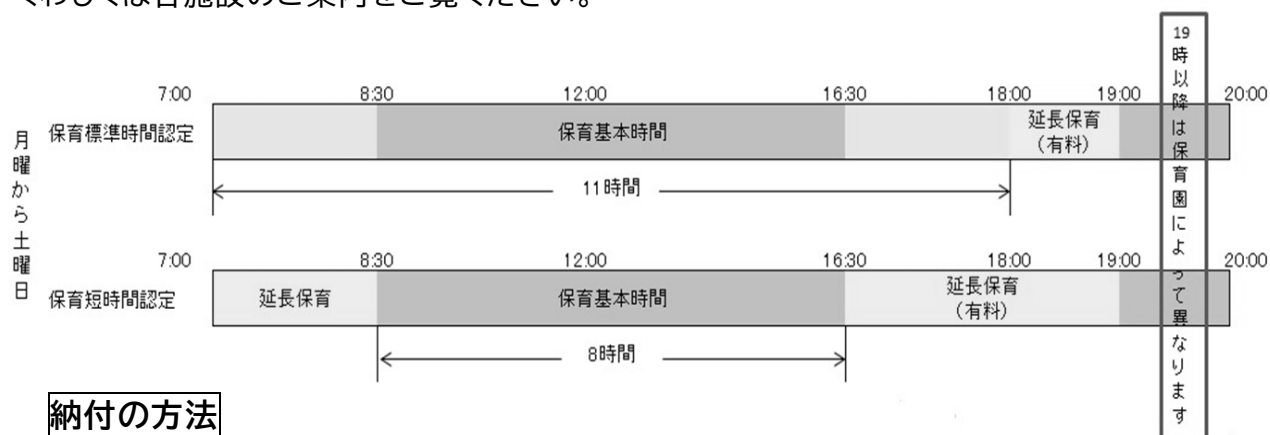
- 税金関係の書類は、収入の多い少ないに関わらず、入所(園)児童の保護者(父母)の分が必要です。家計の主体者が祖父母や同居人である場合は、祖父母や同居人の分も必要です。
- 年末調整をされていない方は確定申告または住民税の申告が必要です。**未申告等により住民税額が不明の場合は保育料を最高額で暫定的に決定することになります。**
- 保育料は、その世帯の市(区)町村民税額および在園する児童の人数により決定しますので、公営・民営に関わらず基本的に同じ金額になります。(生活保護世帯にはかかりません。)ただし、保育料以外にかかる費用は各施設によって変わります。
- 保育料は、毎月1日現在、在所(園)している方にその月分を納めていただきます。出席してなくても退所(園)の手続きをしていないとその月分は納めていただくことになりますのでご注意ください。

5. 3歳児から5歳児クラスに在籍する全ての方の利用者負担額は暫定決定であっても無償化の対象です。ただし、算定資料を提出いただいた結果、年収360万円未満相当世帯であるとの確認ができた場合、保護者に負担いただく副食費が免除となる可能性があります。

6. 保育料に含まれる給食材料費につきましては給食を食べない場合でも減額とはなりません。

延長保育料

支給認定の利用時間区分に応じ、各施設ごとに定められた延長保育料を納めていただきます。くわしくは各施設のご案内をご覧ください。



納付の方法

保育所(公営・民営とも)の保育料は各金融機関からの口座振替か、納付書払いによるお支払いを選択できます。口座振替は毎月末に指定された口座から自動引き落としする方法で、納付書払いは毎月20日ごろに郵送される納付書をもって各金融機関や三芳町役場、出張所で直接お支払いいただく方法です。口座振替は各金融機関等のお取り扱い時間にあわせてお支払いに出向く手間がかかりませんので、口座振替をぜひご利用ください。

なお、口座振替ができるのはリスト中の◎印のある金融機関です。

利用者負担額(保育料)を納付できる場所

◎みずほ銀行	本・支店	口座振替のみ可	◎川口信用金庫	本・支店
◎三菱UFJ銀行	本・支店	口座振替のみ可	◎飯能信用金庫	本・支店
◎三井住友銀行	本・支店	口座振替のみ可	◎いるま野農協	本・支店
◎りそな銀行	本・支店		◎ゆうちょ銀行	
◎埼玉りそな銀行	本・支店		◎東京信用金庫	本・支店
◎武蔵野銀行	本・支店		三芳町役場	各出張所
◎東和銀行	本・支店		三芳町役場内	銀行派出所
◎埼玉縣信用金庫	本・支店		◎は口座振替のできる金融機関	

※小規模保育施設と認定こども園については、各施設へのお支払いとなりますので、各施設へ確認ください。

※私立保育園の延長保育料は各施設へのお支払いとなりますので、各施設へご確認ください。

別表

令和7年度 三芳町利用者負担（保育料）徴収金基準額表（案）

	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額・単位円）			
	階層区分	定 義	0歳児から2歳児クラス		3歳児から5歳児クラス	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む。）		0	0	左記の利用者負担のほか に各施設にて実費負担があ ります。 詳細は巻末の各保育施設 案内をご確認ください。 実費負担例 ・ 傷害保険 ・ 行事費 ・ 給食副食費（3歳児クラ ス以上） ・ 教材費
2	B	市町村民税非課税世帯		0	0	
3	C 1	A及びB階層を除き市 町村民税課 税世帯で あってその 所得割の額 の区分が次 の区分に該 当する世帯	均等割額のみ の世帯 （所得割のない世帯）	7,650	7,510	
				(3,820)	(3,750)	
				[0]	[0]	
4	C 2		5,000円未満	8,600	8,450	
				(4,300)	(4,220)	
				[0]	[0]	
5	C 3		5,000円以上	9,850	9,680	
				(4,920)	(4,840)	
				[0]	[0]	
6	C 4		60,000円未満	10,700	10,510	
				(5,350)	(5,250)	
				[0]	[0]	
7	C 5		80,000円以上	12,600	12,380	
				(6,300)	(6,190)	
				[0]	[0]	
8	C 6		90,000円未満	15,150	14,890	
				(7,570)	(7,440)	
				[0]	[0]	
9	C 7		100,000円未満	20,450	20,100	
				(10,220)	(10,050)	
				[0]	[0]	
10	C 8		120,000円未満	27,050	26,590	
				(13,520)	(13,290)	
				[0]	[0]	
11	C 9	150,000円未満	34,000	33,420		
			(17,000)	(16,710)		
			[0]	[0]		
12	C 10	180,000円未満	40,000	39,320		
			(20,000)	(19,660)		
			[0]	[0]		
13	C 11	200,000円未満	44,500	43,740		
			(22,250)	(21,870)		
			[0]	[0]		
14	C 12	230,000円未満	49,000	48,160		
			(24,500)	(24,080)		
			[0]	[0]		
15	C 13	300,000円未満	54,200	53,270		
			(27,100)	(26,630)		
			[0]	[0]		

※該当年度初日4月1日時点での年齢が翌年3月未までの在籍クラスとなります。

例) 4月1日時点で2歳児であり年度途中で誕生日を迎え3歳児になった場合、その年度末までは2歳児クラス在籍となるため2歳児クラスの保育料が適用されます。

※A階層を除き、4月から8月までには前年度分、9月から翌年3月分までは当年度分の市町村民税が対象。

備考

- この表のC1～C13階層における「市町村民税所得割の額」とは、調整控除以外の税額控除の控除前の所得割の額です。
ふるさと納税による税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除は保育料の算定対象外です。
- 児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その児童と同一世帯に属して生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行います。
- C1～C13階層における同一世帯から認可保育所、幼稚園または認定こども園に入所(園)している2人以上の児童がいる場合の保育料は、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金とします。

第1欄 (各月初日の階層区分)	第2欄 (徴収基準額)	
C1階層 ～ C13階層	ア 年齢が高い順に1人目の児童	徴収基準額表に定める額 当該児童年齢の上段の額
	イ 年齢が高い順に2人目の児童	徴収基準額表 × 0.5 (当該児童年齢の中段の額)
	ウ 年齢が高い順位に3人目以降の児童	0円 [当該児童年齢の下段の額]

- 年度途中において、税の修正申告や更正があった場合には、直ちにその控えをこども支援課保育担当まで提出してください。
- C2～C3階層のうち所得割額が57,700円未満の世帯の場合、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子は基準額の半額(当該児童年齢の中段の額)、第3子は無料となります。
- C2階層～C4階層のうち所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の場合、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子以降は無料となり、また、第1子のお子さんについては基準額の半額(当該児童年齢の中段の額)となります。(所得割額が48,600円未満の場合は基準額△1,000円の半額となります。)
- 世帯に年齢制限なく3人以上の子どもがおり、3人目以降の子どもが0歳児から2歳児クラスまでに在籍する子どもで三芳町に住所を有し保育所等を利用している場合、保育料は無償となります。

給食費について

3歳児から5歳児クラス以上に在籍する児童は全児童保育無償化のため、保育料の負担はありませんが、給食費を実費として各保育所(園)にお支払いいただきます。給食費のうち、三芳町内保育所(園)と認定こども園保育部分の主食費(ごはん代)については一人あたり1,600円を限度に令和8年度も町が負担する予定ですが、副食費(おかず代等)は保護者に実費として負担いただきます。町内保育所(園)と認定こども園保育部分の給食費は巻末の各保育施設案内の保育料以外の徴収(予定)欄をご確認ください。副食費が免除となる方には別途通知します。

※給食費については園によって異なります。(詳細は各園に直接お問い合わせください。)

保育施設の副食費が免除となる方は以下のとおりです。

※年収360万円未満相当世帯の子ども

※所得階層にかかわらず、保育園幼稚園等に通う小学校就学前の子どもが3人以上いる場合において3人目以降の子ども

納付期限内に納付できなかった場合

●督促状を発布しますので、速やかに納めてください。

●督促状がお手元に届く前に保育料を納めていても、こども支援課に納付されたことが確認できる通知が届かなかった場合は督促状が発送されます。(金融機関にて納付された場合、納付通知が三芳町役場に届くまで2週間程度かかる場合があります。)

●督促状の受け取りを拒否することはできません。

○納付期限内に納められそうにない場合は、事前に三芳町役場こども支援課に必ずご連絡ください。

○保育料納付についてのご相談は、三芳町役場こども支援課で受付します。

正当な理由無く保育料を滞納いたしますと

税法上の滞納処分を受ける場合もあります。

6. 認定こども園について

1. 認定こども園について

認定こども園は幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園両方の良さを併せ持った施設です。幼稚園機能(1号認定)、保育園機能(2・3号認定)の各定員の範囲内において入所することが可能です。幼稚園機能(1号認定)枠には、保護者の就労等の「保育を必要とする事由」の有無にかかわらず入所することができます。入所にあたっては、次ページのとおり教育・保育の給付認定が必要になります。認定の種類によって、利用時間や利用日が異なります。

2. 認定こども園Q&A

Q1: 保育園と認定こども園はどのような違いがありますか？

A1: 保育園を利用するためには、保護者が働いていて家庭で保育ができない等の「保育が必要な事由」を満たしていることが条件であり、保護者の退職等により保育の必要がなくなった場合には退所しなければなりません。認定こども園は、幼稚園機能(1号認定)の定員に空きがあれば、3歳児から5歳児クラスについては1号認定に切り替えた上で、引き続き通園することが可能です。1歳児クラスと2歳児クラスにつきましては保育の必要がなくなった時点で保育所と同じく退所になります。

Q2: 幼稚園機能(1号認定)と保育園機能(2号認定)は違うクラスになりますか？

A2: 認定によってクラスを別々にすることはありません。

Q3: 幼稚園機能(1号認定)で通園していましたが、父母共に働くことになりました。保育機能(2号認定)に切り替えることはできますか？

A3: 認定こども園は幼稚園認定(1号認定)と保育機能(2号認定)のそれぞれの定員を定めています。町に保育機能(2号認定)枠を利用するため、保育所等利用申し込みをしていただく必要があります。申請後、他の保育施設同様に町が入園可能か利用調整を行い、入園可能な場合は保育機能(2号認定)に切り替えることが可能です。

また、保育機能(2号認定)枠に定員の空きがない場合は、幼稚園機能(1号認定)枠のまま、預かり保育を利用しながら就労いただくことも可能です。その際は施設にもご相談ください。なお、預かり保育の無償化の給付対象とするためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

Q4:保育機能(2号認定)枠で通園していましたが、退職することになりました。継続通園を希望している場合、どうしたら良いですか？

A4:幼稚園機能(1号認定)枠に空きがある場合は、園に申込をすることで継続して利用することが可能です。園へ直接お問い合わせください。

Q5:幼稚園機能(1号認定)の枠と保育機能(2号認定)の枠を併願することはできますか？

A5:併願も可能です。利用申請について幼稚園機能(1号認定)は園へ直接、保育(2号認定)は町へそれぞれ申請が必要です。認定申請については2号認定として申請をしてください。

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）と保育部分（2号・3号認定）の違いについて

	幼稚園部分 1号認定	保育部分
教育・保育給 付認定の区分	1号認定（満3歳以上）	2号認定（満3歳以上）3号認定（満3歳未満）
	教育標準時間認定	保育認定（標準時間・短時間）
保育の必要な事由	不要	要
休園日	土曜・日曜・祝日・年末年始・長期休み（春・夏・冬）	日曜・祝日・年末年始
給食の有無・給食費	制度としては義務付けられていませんが、こすず幼稚園では給食の提供があります。園で定めた給食費がかかります。	給食の提供があります。 3歳児以上は園で定めた副食費がかかります。
利用者負担額	0円	1歳児・2歳児：町が決定し、園が徴収 3～5歳児：0円
預かり保育 （1号）・延長保育（2・3号）	平日の教育時間以降と長期休み（春・夏・冬）は預かり保育が利用できます。 利用の際は別途料金がかかります。 ※施設等利用給付認定の2号または3号を受けている場合は、預かり保育の無償化の対象となります。（無償化の上限額あり）	保護者の就労等により、認定された区分（標準時間・短時間）の保育時間外の利用が必要な場合は、開所時間の範囲で延長保育が利用できます。利用には延長保育料がかかります。
申請方法	園に直接申請	町に保育所申込同様の申込が必要です。 町が入所調整を行います。

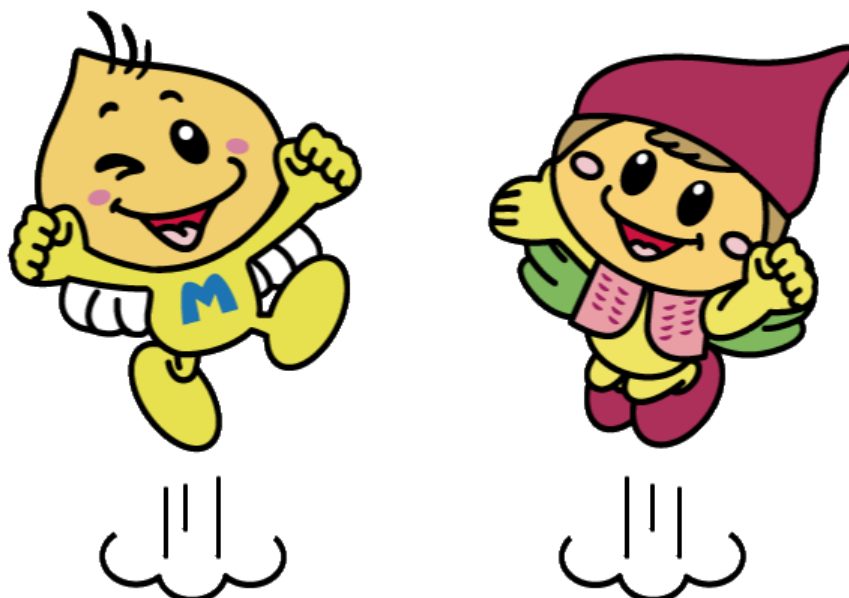
町内保育施設案内

各施設から寄せられたデータをもとに掲載しています。

入園を希望される施設については施設の雰囲気や保育の方針、入所決定した場合の通園方法の確認を踏まえて、見学していただくことをお勧めします。

見学の際は、保護者が各施設に直接連絡して、予約をしてから訪問してください。

内容についてのご質問等は各施設に直接お問合せください。



公立保育所

町立第三保育所

認可保育所

所在地	〒354-0043 三芳町竹間沢566番地1		
電話番号	049-258-9961		
FAX番号	049-258-9060		
開設年月日	昭和56年4月1日	定員	146名
運営形態	公設公営	運営	三芳町
対象年齢	生後7ヶ月目から就学前まで		
開所時間(月～金)	7:00～19:00		
開所時間(土)	7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)・その他町長が認めた日		
延長保育	標準時間認定の場合(月～金)18:00～19:00 短時間認定の場合(月～金)16:30～19:00(土)16:30～18:00		
延長保育料	日額 200円(上限額 3,000円)		
保育料以外の徴収(予定)	【保険料】 日本スポーツ振興センター掛金 210円/年 【教材費等】 名札(5歳児のみ) 150円 カラー帽子UVガード付 970円 乳児用おしらせバサミ 550円 幼児用ねんど 450円 幼児用ねんどケース 319円 幼児用クレヨン 620円 ピアニカホース(5歳児のみ) 416円 体操着上下(3歳児以上)3,950円～4,060円 ※教材費等は変更となる場合があります。 【給食費】 4,500円/月(3歳児クラス以上)		
職員の職種	所長、副所長、主任保育士、保育士、栄養士、看護師		
健康管理	身体測定1回/月 内科検診2回/年 歯科検診1回/年		
一時預かり	—		
子育て支援事業	○	【子育て相談】月～金 随時受付	

☆保育園の特徴☆

平成27年8月より、現在の新園舎になりました。
1階には0歳児、1歳児室。2階が2歳児～5歳児室
となっています。南向きの広い園庭で各年齢のびのび
と遊んでいます。

春には開所当時からの桜の木がみんなを出迎えて
くれます。近くには畑や公園も多く、年齢に合わせて
散策をしたり、散歩に出かけたり、自然を感じながら
身体作りをしています。

保育所を囲むように児童館、公民館、図書館、小学校、
学童保育室が隣接し、静かで、子育てのしやすい環境です。

児童発達支援施設みどり学園が併設されていて、
総合教育の視点で保育所との相互交流を行っています。

様々な体験を通して、こどもたちの成長発達を促して
います。

看護師による、「からだのしくみ」「手の洗い方」「熱中症予防」などの話しを通して、こどもたちが健康に過ごせるよう活動
を行っています。また、栄養士による、栄養についての話や食材に触れクッキングをする体験活動を行っています。



☆保育理念・保育方針・保育目標☆

【保育の目標】

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす
場です。

保育者や友だちの中で心地よく生き生きと生活し、望ましい未来を作り出す力の基礎を培います。

1. 基本的な生活習慣を身につける。
2. 健康な心と体を育てる。
3. 人との関わりを通して、社会性や仲間意識を養う。
4. 豊かな感性や表現する力、創造性をはぐくむ。

☆給食☆

全員完全給食です。献立表をよく読んで、家庭の食事と関連づけてあげましょう。

その日の給食を写真にて展示してありますのでご利用ください。

0歳児については、ミルク及び離乳食を月齢にあわせて給食します。

おやつは3歳未満児は1日2回、3歳以上児は1日1回給食します。

お誕生会など行事によっては、行事食になります。

食べ物や栄養について学んだり、野菜の皮むきやおにぎり作りなど食材を使った体験活動に取り組むことで「食」への
関心を高めています。

アレルギー対応の有無	○	食物アレルギーのお子さんは、申請書の提出後、医師の指導のもとに除去食または事故防止のために代替食の提供をします。
------------	---	--

☆その他☆

- ・紙オムツ・紙パンツ・お昼寝用布団は保護者持ち込み
- ・紙オムツ・紙パンツの持ち帰りはありません。

【行事】

入所式、こどもの日の会、クッキー作り(年長児)、
カレーライス作り、たけっこフェスティバル、スイカ割り、
七夕まつり、運動会、4・5歳児遠足、3歳児遠足、
保育発表会、ブラッシング指導、お楽しみ会、
お店屋さんごっこ、豆まき、親子であそぼう会、
ひなまつりの会、お別れ遠足(年長児)、
お別れ会、修了式、お誕生日会(毎月)、
お年寄り施設との交流、交通安全教室、
絵本の読み聞かせ集会 その他



私立保育園

桑の実三芳保育園

認可保育所

所在地	〒354-0041 三芳町藤久保855番地90		
電話番号	049-257-1051		
FAX番号	049-257-1052		
開設年月日	平成20年4月1日	定員	80名
運営形態	民設民営	運営	社会福祉法人 桑の実会
対象年齢	生後4ヶ月目から就学前まで		
開所時間(月～金)	7:00～20:00		
開所時間(土)	7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
延長保育	標準時間認定の場合 (月～金)18:00～20:00 短時間認定の場合 (月～金)16:30～20:00 (土)16:30～18:00		
延長保育料	18:00～19:00 3,000円(月15回以上) 18:00～20:00 6,000円(月15回以上) ※単発利用の場合 18:00～19:00 200円(月14回以下) 18:00～20:00 400円(月14回以下)		
保育料以外の徴収(予定)	【全園児】 ◆カラー帽子970円 ◆ICカード紛失・破損時のみ1,100円/1枚 【乳児】 ※紙おむつ(おしり拭き含)の定額利用を業者と直接契約していただいています。 2,290円/月 ◆手口拭き用紙おしぼり 0・1歳 200円/月 2歳 150円/月 ◆防災頭巾(2歳)2,000円 【幼児】 ◆給食費5,000円/月 ◆シール帳800円～850円 ◆クレヨン650円～700円 ◆お道具箱630円～680円 ◆メロディオン唄口360円～440円		
職員の職種	園長・主任保育士・保育士・看護師・栄養士・調理員・事務員		
健康管理	身体測定1回/月 定期健康診断2回/年 歯科検診1回/年		
一時預かり	休止中		
子育て支援事業	○	【子育て支援室開放日】「ひだまり」(月～金)10:00～11:00 ※詳細の予定・日程はおたより等でご確認ください 【園庭開放】10:30～15:30 【子育て相談】9:30～16:30	

☆保育園の特徴☆

- ・一人ひとりの個性を認め、受け止め、子どもたちに寄り添った保育を行います。
- ・コミュニケーション能力や失敗しても諦めない心、様々なことに興味を持ち、意欲的に遊ぶ。など非認知能力を意識した保育を行っています。
- ・オムツ(保護者様サブスク契約)・手拭きタオルの持込不要です。保護者様の負担軽減と衛生面に配慮しています。
- ・幼児クラスは外部講師による、ECCの英語教室(1回/月)体操教室(2回/月)を行っています。

☆保育理念・保育方針・保育目標☆

【保育理念】 「その子らしさとその人らしさを求めて」

【保育目標】

1.丈夫な身体をつくる。

散歩や園外保育を多く取り入れ、丈夫な身体づくりをめざします。

2.挨拶のできる子を育てます。

おはようございます。ありがとう。ごめんなさい。など、挨拶の意味を知り、挨拶のできる子を育てます。

3.基本的生活習慣を養う。

自分でやりたい意欲、やろうとする気持ちを大切にしながら、生活に必要な基本的生活習慣を身に着けます。

4.「考える力・豊かな感性・豊かな心を育む」

様々な遊びや体験を通して、「考える力」「意欲」「人と関わる力」「思いやる心」等、心の育ちを大切にしていきます。

☆給食☆

旬の食材を使い、季節を感じられる給食を提供しています。行事食も美味しいはもちろん、給食が「楽しい」と感じてもらえるような献立づくりをしています。

献立表・給食だよりを毎月配付いたします。

月～金の給食は、写真で配信しています。(アプリ使用)

離乳食は初期・中期・後期・完了期と分け、個々の食材の進みに合わせ提供いたします。

おやつは乳児クラスは9時半と15時の2回、幼児クラスは15時の1回です。

お誕生会など行事の際は、バラエティ豊かな行事食を提供いたします。

3・4・5歳児は食に関心を持てるよう調理保育を行います。

アレルギー対応の有無

○

食物アレルギーのお子さんは、除去食、代替食の提供をいたします。
※要 医師記入のアレルギー確認書・面談1回/月を行います。

☆その他☆

◆にこにこ登園導入済

おむつ持込不要です。保護者様と業者と直接契約になります。料金他は「保育料以外の徴収」をご覧ください。

【行事】

入園式・こどもの日集会・イモ掘り・七夕集会・夏祭り・ワクワク会(年長児お楽しみ会)・運動会
生活発表会・クリスマス会・お正月遊び集会・豆まき集会・ひな祭り集会・お別れ遠足・お別れ会・卒園式

あずさ保育園

認可保育所

所在地	〒354-0041 三芳町藤久保357番地7		
電話番号	049-274-1300		
FAX番号	049-274-1311		
開設年月日	平成23年4月1日	定員	130名
運営形態	民設民営	運営	社会福祉法人 杏樹会
対象年齢	生後9週目から就学前まで		
開所時間(月～金)	7:00～19:00		
開所時間(土)	7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
延長保育	標準時間認定の場合 (月～金)18:00～19:00 短時間認定の場合 (月～金)16:30～19:00 (土)16:30～18:00 ※対象年齢 1歳児クラスから		
延長保育料	日額 200円 (上限額 3,000円)		
保育料以外の徴収 (予定)	【傷害保険】400円/年 【おむつ】紙おむつ使用 【午睡用布団リース】927円/月 【給食費】5,500円/月(3歳児クラス以上) ※価格変動の予定あり 【入園・進級時の教材費】色帽子(入園時・4歳児進級時) リュックサック(3歳から3年間使用) ※入園・進級時の価格		
職員の職種	園長・主任保育士・保育士・看護師・栄養士・調理員		
健康管理	身体測定1回/月 内科検診2回/年 歯科検診1回/年		
一時預かり	休止中	歩行可能な1歳から 幼児食が食べられるお子様 月～金(土日・祝祭日はお休み) 原則週3日以内 基本時間 8:30～16:30 延長時間 16:30～17:00 保育料(1日)3歳以上 1,600円 / 1・2歳 1,700円/延長保育 200円 給食費 330円 おやつ 30円 布団リース代 50円	
子育て支援事業	—		

☆保育園の特徴☆

自然に恵まれた環境と地域の方々の温かいご理解とご協力の中、子どもたちは元気に逞しく育っています。

平成23年4月開園以降、ご家族のみなさまと共に、子ども達一人ひとりの笑顔と成長を喜びあい、何より温かみが感じられる保育園づくりを心がけています。



☆保育理念・保育方針・保育目標☆

【保育の目標】「いっぱいあそんで大きく育とう」

【目指すこどもの姿】

1. 豊かな感性と好奇心を持っている子

- ① 一人ひとりの個性を大切にすると共に、色々な経験の中で、友だち同士共に育ちあい、仲間と共感する気持ちを育みます。
- ② 戸外での遊びや散歩など、自然と触れ合う機会をたくさん取り入れ、丈夫なからだと豊かな感性を育てます。

2. 生きる力を身につけている子

一人ひとりの発育を踏まえて、ご家庭と共に子どもが育つための生活基盤を形成します。

3. 社会の中で生活する力を身につけている子

仲間や異年齢の友達と交流する機会を大切にし、思いやる心、考え行動する力を培います。

☆給食☆

【食事の内容】 完全給食です

午前のおやつ : 9:30頃、牛乳と昼食に差支えない程度のお菓子(3歳児未満)

昼 食 : 主食(ごはん・パン・麺)と主菜・副菜・汁物などを基本に、年齢に合った量や形態で出しています。

午後のおやつ : 栄養バランス・質・量・嗜好を考慮し、手作りを基本にしています。

・延長保育利用時のみ、水分補給をします。

・0歳児は、個々の月齢及び状況に合わせて、離乳食を進めていきます。

【保育園給食で心がけていること】

- ・いろいろな食品や料理を幅広く経験できるように配慮しています。
- ・旬の食材や料理、伝統的な食事、行事食などを取り入れるように心がけています。
- ・生活習慣予防のため、塩分・糖分を控え、うす味を心がけています。
- ・できる限り添加物の少ない食品や国産品を使用するなど、安全性に配慮しています。
- ・おいしく食べられるように、食事時間を考慮、温度に気を付けています。
- ・咀嚼力をつける食材を献立に取り入れています。
- ・安全で年齢に見合った食器、スプーン、フォーク、箸を使用しています。

【食育の取り組み】

安全でおいしい給食を提供するだけでなく、子どもたちに「食」への関心を高め、「食べること」の楽しさを知ってもらうためのさまざまな取り組みも行っています。

- ・なすやきゅうり、とまと、ピーマン、さやいんげんなどの野菜の栽培
- ・料理保育(3・4・5歳児) カレーライス、お団子、豚汁、焼き芋、クッキーなど
- ・栄養士の指導を受けながら給食の献立を作成(年長児)

アレルギー対応の有無

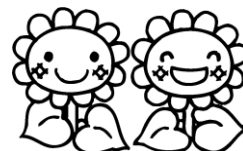
○

食物アレルギーのあるお子さんは、依頼書及び医師の指示書に基づいて、除去食または代替食の対応をしています。

☆その他☆

【行事】

入園・進級の集い、お話し会、徒歩遠足、七夕まつり、夏まつり、プール開き、プール閉め、夜まで保育園、あそぼう会(運動会)、芋ほり、焼き芋会、なかよしフェスタ(生活発表会)、クリスマス会、おもちゃつぎ、豆まき、お別れ会、お別れ遠足、卒園式



三芳元氣保育園

認可保育所

所在地	〒354-0041 三芳町藤久保6443番地		
電話番号	049-257-1101		
FAX番号	049-257-1103		
開設年月日	平成25年4月1日		
運営形態	民設民営	運営	社会福祉法人 現成会
対象年齢	生後90日目から就学前まで		
定員	120名		
開所時間(月～金)	7:00～20:00		
開所時間(土)	7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
延長保育	標準時間認定の場合 (月～金)18:00～20:00 短時間認定の場合 (月～金)16:30～20:00 (土)16:30～18:00		
延長保育料	標準時間認定の場合 18:00以降 200円 / 19:00以降 650円(おやつ代含む) 短時間認定の場合 16:30以降 200円 / 19:00以降 650円(おやつ代含む) 月額(標準時間認定の方のみ)19:00まで 3,000円 / 20:00まで 9,000円		
保育料以外の徴収 (予定)	【傷害保険】240円/年 【教材費等】 ゴム印290円、集金袋50円、連絡帳170円(0.1.2歳児)、クレヨン570円、自由画帳300円、通園バッグ 3,900円(2・3・4・5歳児)、書道セット 3,720円(3・4・5歳児)、漢字絵本1冊 3,300円(2・3・4・5歳児 年6冊)、言葉と作法600円(4.5歳児)ひらがな数字ワーク360円(5歳児)、卒園アルバム8,000円前後(5歳児)、スモック1着(夏用) 3,510円、スモック1着(冬用) 4,800円、カラー帽子 830円、夏用体操着(上) 2,530円、夏用体操着(下) 2,160円、冬用体操着(上)4,430円、冬用体操着(下)2,660円 【給食費】4500円/月(3歳児以上) ※価格変動の予定あり		
職員の職種	園長・主任保育士・保育士・栄養士・調理師		
健康管理	身体測定1回/月 健康診断2回/年 歯科検診1回/年		
一時預かり	○ ※休止中	月～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30 保育料(1日) 0歳児 2,000円 / 3歳児未満 1,700円 3歳児以上 1,600円 (+昼食代 350円)	
子育て支援事業	○	【子育て支援センター】 「心育」月・水・金曜日10:00～12:00・13:00～16:00	

☆保育園の特徴☆

子ども達の明るく元気で素直な心を育てる保育と、毎日の様々な体験から、どんな環境でもたくましく成長することができる強い心と生きる力を培う保育を心がけ、下記の点を重視しています。

日本語の教育を大切にしています。

豊かな日本語・正しい日本語(言葉)を身につけられるような環境を作り、この時期に成長発達に応じた言葉を育んでいける、土壌の中で“言葉の力”を育んで欲しいと思います。人は言葉で物事を考えます。言葉がなくては、物事を考える事が出来ません。理解する言葉が多ければ多いほど、また言葉の深さが深いほど、その人の思考の幅は広く、精密度が高くなります。人間の一生のうちで目覚ましい成長を遂げるこの時期に、より深い日本語を身につけてもらいたいと思います。例えば、具体的な取り組みとして、日々の活動(朝の活動)の中で、日本の諺・日本の童謡・犬棒カルタ・早口言葉に絵本の読み聞かせ等の時間を積極的に設けています。

「動」と「静」の時間を明確に区別しています。

毎日の生活の中にメリハリのある保育を行っております。外で遊ぶ時や体を動かす活動の時は思いっきり身体を動かし、落ち着いて活動する時や食事・休息などリラックスする時は気持ちと身体を静かに落ち着ける。毎日の保育の中に、動と静を意識したリズムのあるカリキュラムを取り入れ、メリハリをつけることで子ども達の集中力を養うとともに、生活のリズムを整え、身体面と情緒面の両面を育てることにより、心豊かな子に育てます。

相手の話を聴く姿勢をつくります。

朝の活動の中で、保育士の掛け声で一斉に子ども達が自分の姿勢を正します。正すことにより、綺麗な姿勢を習慣付け、礼儀正しい毎日明るい元気な挨拶ができるよう育てます。これは、相手の話をしっかりと聴く心と体の準備であり、必要な時にはしっかりと椅子に座り、保育士の話を聴く態度を育てる必要があると考えているからです。

感動体験が沢山できる保育を心がけます。

子ども達が生活に「できなかったものができるようになる」「分かる」といった小さな喜びや 感動から、行事を通して「みんなと協力して達成する喜び」といった感動を大切にします。沢山の感動体験が積み重ねられることは、子ども達の自信や意欲・協調性を高め、子どものこれからの成長の糧となるため、感動体験の積み重ねができるような保育計画や年間行事の計画を大切にします。子ども達が自信をもって成長していく為に、何かに挑戦し成功した時、頑張った時、良い事をした時は必ず保育者が誉めてあげたいと思います。



☆保育理念・保育方針・保育目標☆

【保育の目標】

1. 乳幼児の心身の健全な発達を図り、人格的基礎を担う。
2. 生活習慣(躰)と正しい社会的態度を育成する。
3. 自然に触れ、興味や関心を持たせるようにする。
4. 表現活動を通して創造力を豊かにする。
5. 聞き上手、話し上手、正しい言葉使いを身につけさせる。
6. 年齢に応じた指導を行う。
7. 集団生活を通して協調性を養い、好奇心旺盛で物事に対して意欲的に取り組めるよう育てる。
8. 状況に応じた多様な保育を行う。
9. 浅く広く沢山のことを経験させる。

【保育内容】

1. 豊富で質の優れた絵本を揃え、言葉の発達教育、日本語力を高める。
2. リトミック・お習字・体操教室等を取り入れながら、就学前教育を照合的に実施する。
3. 現成会グループとの交流する機会を設ける。

☆給食☆

月齢・年齢に合った給与栄養量を算出しそれに基づいて食品構成を策定、また、材料についても幼児の特性を考慮し月齢・年齢に合ったものを選択することで適切な献立表を作成した給食を実施しています。

○ お誕生日会・クリスマス・子どもの日・鏡開き・ひなまつりなどといった行事の際には、行事に関連した食事(お汁粉、竹の子ごはん、柏餅、ちらし寿司など)を提供し、特別な気持ちが高まるメニューや日本食、その他の伝統文化に親しむメニューを計画します。

アレルギー対応の有無	○	・アレルギー児に対する対応(事故防止含む)について ○ 保護者より除去食の申し入れがあった場合には、必ず医師の指示を受け、診断書(指示書)を提出してもらい、家庭における除去食の実施状況を把握した上で対応を検討します。対応が不可能な場合には、家庭からお弁当を持参して頂きます。また、除去食の対応をする場合、事故防止の為、マニュアルを作成し、全職員徹底します。 ○ エピペンの処方が必要な子どもに対しては保護者から預かり、園で保管して緊急の場合に備えます。
------------	---	---

☆その他☆

【行事】

入園式、お誕生日会、親子遠足、七夕会、プール開き、夏祭り(現成会グループ合同)、元氣保育園大運動会、ハロウィンパーティー、クリスマス会、節分の会、お遊戯発表会、ひな祭り、保育参観、卒園式

そよかぜ保育園

認可保育所

所在地	〒354-0041 三芳町藤久保910番地3		
電話番号	049-258-6858		
FAX番号	049-258-6850		
開設年月日	平成31年4月1日	定員	70名
運営形態	民設民営	運営	社会福祉法人 杏樹会
対象年齢	生後7ヶ月目から就学前まで		
開所時間(月～金)	7:00～19:00		
開所時間(土)	7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
延長保育	標準時間認定の場合 (月～金)18:00～19:00 短時間認定の場合 (月～金)16:30～19:00 (土)16:30～18:00 ※対象年齢 満1歳以上		
延長保育料	日額 200円 (上限額 3,000円)		
保育料以外の徴収 (予定)	【傷害保険】400円/年 【おむつ】紙おむつはご家庭でご用意ください。 【午睡用布団リース】927円/月 【入園・進級時の教材費】色帽子 970円(入園時、0歳児クラスから) 名札 130円 リュックサック 3,100円(3歳から3年間使用) おたより帳 520円 【給食費】5,500円/月(3歳児クラス以上)※価格変動の予定あり		
職員の職種	園長・事務長・主任保育士・保育士・保育補助・栄養士・調理員・用務員		
健康管理	身体測定1回/月 内科検診2回/年 歯科検診1回/年		
一時預かり	—		
子育て支援事業	—		

☆保育園の特徴☆

園舎は明るく開放的で、近くには公園も多く、保育環境に恵まれています。

子どもたちは園庭遊びや散歩を通して丈夫なからだと豊かな感性を身につけています。

地域社会とのつながりを大切に、温かい雰囲気でのアットホームな保育を心がけています。



☆保育理念・保育方針・保育目標☆

【保育理念】

心身ともに丈夫な子ども

【保育目標】

1. 基本的な生活習慣を身につける
2. 健康な心と体を育てる
3. 人との関わりを通して、社会や仲間意識を養う
4. 豊かな感性や表現する力、想像力を育む



【目指す子ども像】

- ・自分でやろうとする気持ちを大切にする子
- ・活動を通して、達成感や充実感を味わえる子
- ・まわりの人と関わりながら、元気に遊ぶ子
- ・感じたことや考えたこと自分なりに表現できる子

☆給食☆

【食事の内容】 完全給食です

午前のおやつ : 9:30頃、牛乳と昼食に差支えない程度のお菓子(3歳児未満)

昼 食 : 主食(ごはん・パン・麺)と主菜・副菜・汁物などを基本に、年齢に合った量や形態でだしています。

午後のおやつ : 栄養バランス・質・量・嗜好を考慮し、手作りを基本にしています。

- ・延長保育利用時のみ、水分補給をします。
- ・0歳児は、個々の月齢及び状況に合わせて、離乳食を進めていきます。

【保育園給食で心がけていること】

- ・いろいろな食品や料理を幅広く経験できるように配慮しています。
- ・旬の食材や料理、伝統的な食事、行事食などを取り入れるように心がけています。
- ・生活習慣予防のため、塩分・糖分を控え、うす味を心がけています。
- ・できる限り添加物の少ない食品や国産品を使用するなど、安全性に配慮しています。
- ・おいしく食べられるように、食事時間を考慮、温度に気を付けています。
- ・咀嚼力をつける食材を献立に取り入れています。
- ・安全で年齢に見合った食器、スプーン、フォーク、箸を使用しています。
- ・調理にあたっては衛生管理に十分に気を付けています。

【食育の取り組み】

手作り野菜の収穫や実際にクッキングを行い、子どもたちに「食」への関心を高め、「食べること」の楽しさを知ってもらうための取り組みも行います。

アレルギー対応の有無

○

食物アレルギーのあるお子さんは、依頼書及び医師の指示書に基づいて、除去食または代替食の対応をしています。

☆その他☆

【行事】

入園式、4、5歳児遠足、こどもの日、七夕まつり、夏まつり、プール開き、運動会、ピクニックの日、カレー作り、保育発表会、クッキー作り、クリスマス会、豆まき、ひな祭り、年長児お別れ遠足、お別れ会、卒園式、その他

【毎月】

誕生会、避難訓練、身体測定

小規模保育施設

ベビールーム つくしっこ

小規模保育事業所B型

所在地	〒354-0042 三芳町みよし台7番地9 シャルルみずほ101号		
電話番号	049-257-2945		
FAX番号	049-257-3009		
開設年月日	平成15年4月1日	定員	15名
運営形態	民設民営	運営	小山 邦子
対象年齢	生後9週目から2才児まで		
開所時間(月～金)	7:00～19:30		
開所時間(土)	7:30～18:30		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
延長保育	標準時間認定の場合 (月～金)7:00～7:30、18:30～19:30 短時間認定の場合 (月～金)16:30～19:30 (土)16:30～18:00		
延長保育料	7:00～7:30、18:30～19:30 月額 2,500円(15回以上) 0才児 3,000円 単発利用 日額 200円(7:00～7:30、18:30～19:30) 0才児 300円		
保育料以外の徴収(予定)	【保険料】損害保険ジャパン日本興亜傷害保険 200円/月 【教材費等】連絡帳 100円/月 【オムツ、おしり拭き使い放題】2,500円/月 【オムツ処分費】400/月		
職員の職種	園長、主任保育士、保育士、子育て支援員、調理師		
健康管理	内科健診 2回/年、歯科健診 1回/年、身体測定 1回/月		
一時預かり	-		
子育て支援事業	-		

☆保育園の特徴☆

【集団生活への第一歩】

大きい保育所や幼稚園に入る前の、大事な自立の時期に必要な生活習慣(着替え、排泄の自立・偏食改善等)を身に着けられるよう、一人ひとりの発達段階を見ながらサポートします。

【一人一人の成長を大切に！】

個別カリキュラムを、全スタッフで把握出来るように保育士が交代で作成しています。一人ひとりの成長に応じて作成していますので、きめ細やかな対応が出来ます。

【ご家庭とルームを結ぶホットライン】

連絡帳は、ルームでの様子を出来る限り詳しくお伝えするよう、年齢に応じた書式を用意し記録しています。

また、ご家庭での様子を伝えていただくことで、お子さんの状態を把握し安全に過ごせるように配慮しています。

育児で不安なこと、疑問なども連絡帳でお寄せいただければ、直接連絡帳にコメントを記入または、個別に面談をさせていただきます。

☆保育理念・保育方針・保育目標☆

【保育の目標】

- ・ あたたかい雰囲気の中で、個人の成長を尊重した保育をめざします。
- ・ 基本的な生活習慣を整えていきます。
- ・ つくしっこfarmで、種まき、水やり、収穫等の活動を通して、植物・野菜を育てる喜びを育みます。

☆給食☆

- ・ 完全給食です。
- ・ 離乳食は、初期、中期、後期の分けだけでなく、個々の成長を見ながら細やかな形態に仕上げています。
- ・ お腹の調子が悪いお子さんには、別メニューで消化の良い給食を提供します。
- ・ つくしっこfarmで収穫した野菜を、収穫後に食材として取り入れています。
- ・ 午前おやつ：牛乳と昼食に差し支えない程度の物
- ・ 午後のおやつ：混ぜ込みご飯、ホットケーキ、人参パンケーキ等手作りで提供しています。

アレルギー対応の有無	○	食物アレルギーのお子さんは、申請書の提出後、医師の指導のもとに除去食または事故防止のために代替食の提供をします。 調理員と保育者で二重に確認をします。 食器の色を変える等間違えないように配慮しています。
------------	---	---

☆その他☆

布団は保護者持ち込み

「つくしっこだより」「farm通信」は、HPの保護者専用ページへから閲覧

【行事】

お誕生日会(園児の誕生日ごとに行う。)、七夕、水遊び、クリスマス会、豆まき等

※つくしっこfarmで収穫した野菜：ミニトマト、キュウリ、オクラ、ピーマン、大根、カリフラワー、マクワウリ、ニラ

ヨモギ、ニンニク、ほうれん草、ルッコラ、ネギ、ロロンカボチャ、カブ、菜の花、キクイモ



↑ ヨモギを摘んでいます。



↓ キクイモ掘りをしています。



← てんとう虫を手に乗せて観察しています。

にじいろ保育園

小規模保育事業所B型

所在地	〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町藤久保539-6 1F		
電話番号	049-274-1303		
FAX番号	049-258-6306		
開設年月日	2012/7/1	定員	15名
運営形態	民設民営	運営	株式会社EHD
対象年齢	生後6か月目から2才児まで		
開所時間(月～金)	7:00～19:00		
開所時間(土)	7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
延長保育	標準時間認定の場合 (月～金)18:00～19:00 短時間認定の場合 (月～金)16:30～19:00 (土)16:30～18:00		
延長保育料	日額 200円 (上限額 3,000円)		
保育料以外の徴収 (予定)	【教材費等】帽子 1,200円/年、連絡帳 250円		
職員の職種	施設長、園長、主任保育士、保育士、子育て支援員、管理栄養士		
健康管理	健康診断・歯科検診・身体測定		
一時預かり	-		
子育て相談	-		

☆保育園の特徴☆ 令和4年10月にリニューアルオープン。



☆保育理念・保育方針・保育目標☆

【保育理念】

虹のように一人ひとりの個性を大切にしみんなが輝ける保育園

【保育方針】

- ・小規模保育園の特性を活かした家庭的で温かい環境を作ります。
- ・子どもが主体となり、楽しい園生活が送れるよう保育していきます。
- ・散歩や戸外遊びを通して健康な身体づくりに取り組みます。
- ・ご家庭との連携を大切に、個々の成長を見守ります。

☆給食☆

栄養士の指導のもと、自園調理にて適温の給食を提供させていただいております。
楽しい行事食有り。

アレルギー対応の有無

○

子どもたちの様子に合わせて給食づくりをしています。
アレルギーについては、応相談です。

☆その他☆

紙おむつは保護者様の持ち込みとなります。

【行事】

- ・子どもの日
- ・七夕
- ・プール開き
- ・スイカ割り
- ・どんぐり拾い
- ・クリスマス会
- ・豆まき
- ・ひなまつり
- ・お別れ遠足
- ・検診 他

【毎月】

- ・身体測定
- ・避難訓練
- ・お誕生日会
- ・食育体験

すくすく保育園

小規模保育事業所B型

所在地	〒354-0041 三芳町藤久保5064番地		
電話番号	049-257-5711		
FAX番号	049-257-5711		
開設年月日	平成26年11月1日	定員	13名
運営形態	民設民営	運営	キートス・アイ・アール株式会社
対象年齢	生後6か月目から2歳児まで		
開所時間(月～金)	7:00～19:00		
開所時間(土)	7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
延長保育	標準時間認定の場合 (月～金)18:00～19:00 短時間認定の場合 (月～金)16:30～19:00 (土)16:30～18:00		
延長保育料	日額 200円 (上限額 3,000円)		
保育料以外の徴収(予定)	【教材費等】帽子(リースおよび洗濯代) 1,200円/年、連絡帳 250円		
職員の職種	園長・主任保育士・保育士・保育補助・栄養士		
健康管理	内科検診2回/年 歯科検診1回/年 身体測定1回/月		
一時預かり	-		
子育て相談	-		

☆保育園の特徴☆

すくすく保育園



- ★ やさしく思いやりのある子
- ★ 考える子
- ★ 元気いっぱい遊べる子



保育園前庭に、春は朝顔・向日葵などの種を蒔き、子ども達が毎朝水やりを行います。夏に花が咲きお花を使った遊び等を楽しみます。種の収穫をして持ち帰り、翌年、育てて下さるご家庭も多くいらっしゃいます。季節ごとの遊びを大切に、四季を感じてもらいたいと思っています。

☆保育理念・保育方針・保育目標☆

【園の目標】

みんな仲良くげんきにすくすく育つ園

【保育目標】

やさしく思いやりのある子 お友達と一緒に生活していく中で思いやりの気持ちを育む

元気一杯遊べる子 身体を十分に動かし、身体の発達を促す

考える子 遊びを通して発見したり考える力を身に付ける

【保育方針】

自分を大切に、友達が大好きになる気持ちを育む為に、子ども達の気持ちを大切にしていきたい
 と思います。暖かい保育園である為に、一人ひとりの子どもたちが、笑顔あふれる毎日過ごす
 事を第一に愛情をたくさん注ぎ込んでいます。

☆給食☆

食べやすさを考慮し、形や大きさ・柔らかさなど、残さず食べられるよう配慮しています。

自園調理にて適温の給食を提供させていただいております。

行事食・・・各行事に沿ったメニューで食事面においても、行事を盛り上げます。

食育活動・・・クッキング、食材を用いた製作活動などを毎月行っています。

アレルギー対応の有無

○

アレルギーのあるお子様は検査をして頂き、検査表及び申請書の提出
 をお願いしています。完全除去食として個別での提供となります。どう
 ぞご相談下さい。

☆その他☆

紙おむつは保護者持ち込み

【行事】

5月 朝顔・ひまわりの種蒔き・子どもの日集会

7月 セタ集会 どろんこあそび・プール開き

8月 スイカ割り・さよならプール

9月 水あそび・お月見集会

10月 ハロウィンパーティー・保育参観

12月 クリスマス会

1月 お正月遊び

2月 豆まき

3月 ひな祭り・お別れ会・お別れランチ

健康

歯科検診 1回/年

内科検診 2回/年

毎月の行事

お誕生日会・避難訓練

身体測定



認定こども園

こすず幼稚園(保育部分)

幼保連携型認定こども園

所在地	〒354-0044 三芳町北永井72番地の1		
電話番号	049-258-7331		
FAX番号	049-258-7338		
開設年月日	令和4年4月1日	定員	25名
運営形態	民設民営	運営	学校法人多摩川学園
対象年齢	1歳から就学前まで		
開所時間(月～金)	7:00～19:00		
開所時間(土)	7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
延長保育	標準時間認定の場合 (月～金)18:00～19:00		
延長保育料 給食費	延長保育料 200円 /日 給食費 6,700円		
保育料以外の徴収 (予定)	【保険料】日本スポーツ振興センター共済掛金 243円/年、他園児傷害保険あり 【諸費用】(1歳児)教材一式6,500円 (2歳児)教材一式2,000円 (3歳児以上)制服23,000円、体操着18,000円、カバン6,200円、 教材一式17,000円、園バス代(利用者のみ)4,500円 行事費(とうもろこし収穫、川遊び、お泊り保育等)450～8,000円 教育充実費3,300円/月(知恵の実・体操・リトミック・英会話・スイミング) 父母会費430円/月 ※価格変動あり		
職員の職種	園長・保育教諭・保育補助・事務・バス運転士・用務、栄養士・調理師(委託)		
健康管理	身体測定(1回/隔月)、歯科検診、内科検診、尿検査(3歳以上)		
一時預かり	○	月～金 9:00～15:00(週3日まで) 満1歳～・普通食可の方 1日(9:00～15:00)3,000円、又は1時間800円 ※面接有・予約制	
子育て支援事業	○	いんいん広場 【子育て広場】月～金 9:00～14:00 【子育て相談】月～金 9:00～14:00〈随時受付〉 	



☆保育園の特徴☆

【リトミック】

【漢字絵本】

【体育指導】

【英会話】



【スイミング】



【知育教材】



☆保育理念・保育方針・保育目標☆

- <理念> 明るく健やかな子どもを育てる為、幼児の発達に応じその生活経験に即し、相応しい環境を与えて、心身の発達を助長する事を目的とします。
- <方針> 心も体も健康で逞しい子ども達を目指します。
 絆を大切に伝え、人の為、世の為に尽くせる人を目指します。
- <目標> ①明るく、健康な子
 ②挨拶、返事がきちんと出来る子
 ③よく考えて行動する子
 ④みんなと一緒にやっていける子
 ⑤最後までやりとげる子

ホームページ
 はこちらから
 → → →



☆給食☆

全員完全給食を提供しております。行事に合わせたメニューも提供しています。

アレルギー対応の有無

○

食物アレルギーのお子様には、申請書を提出していただき、除去食または事故防止のために代替食を提供しています。

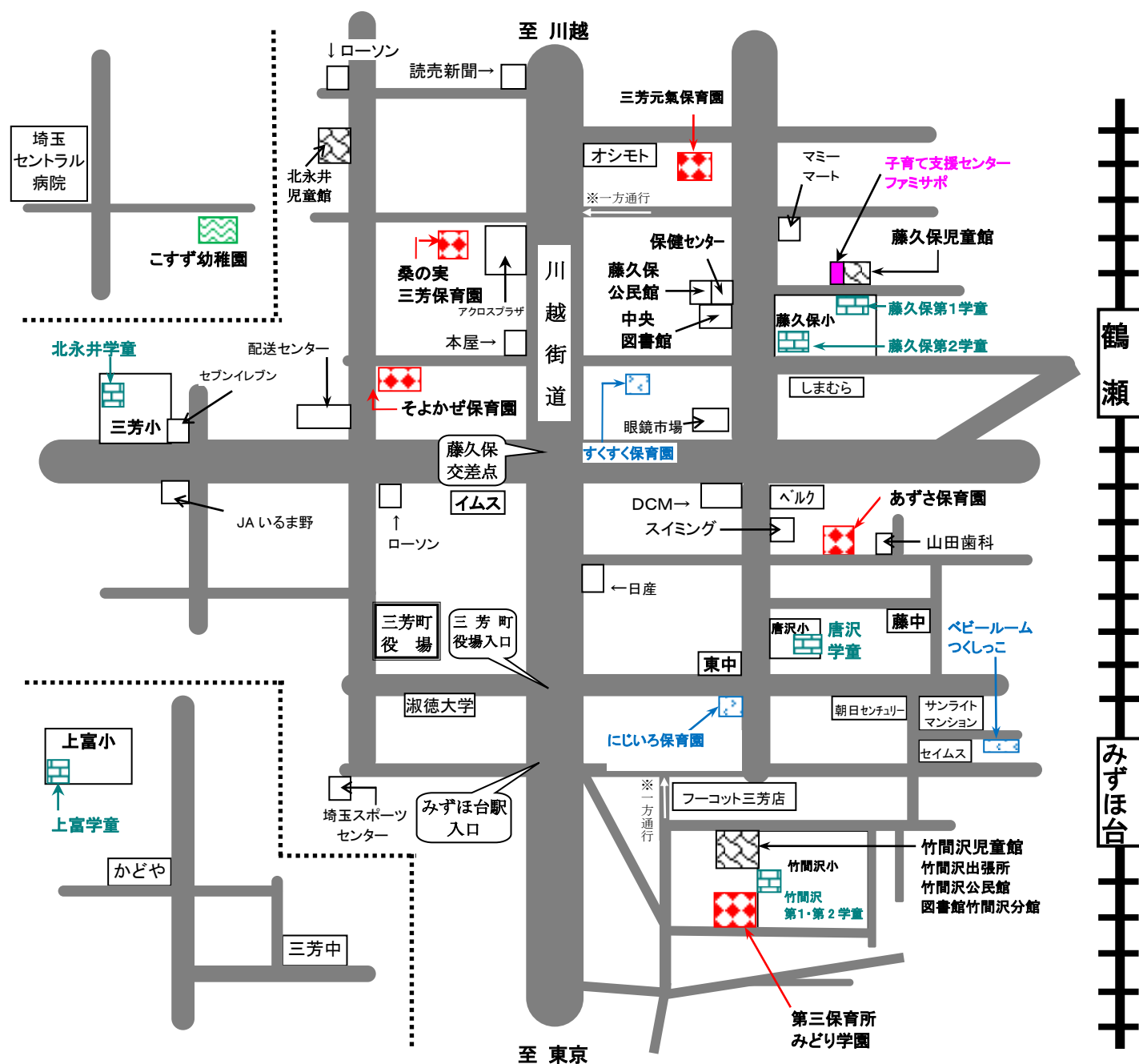
☆その他☆

✿✿✿ 年間行事予定 ✿✿✿

- 4月 入園式、始業式、対面式誕生会(毎月)
 5月 園外保育、田植え、保育参観
 6月 健康診断(内科・歯科)、プール開き
 7月 じゃがいも掘り、カレーパーティー、夕涼み会、お泊り保育、終業式
 8月 川遊び、夏期保育
 9月 始業式、稲刈り、大根の種まき、敬老の手紙投函
 10月 運動会、おにぎりパーティー
 11月 園外保育、保育参観、官庁訪問
 12月 大根収穫、お餅つき、音楽発表会、クリスマス会、終業式
 1月 始業式、マラソン大会、
 2月 豆まき、お遊戯会、ドッジボール大会
 3月 卒園ピクニック、ひな祭り、卒園式、終業式



案 内 図



(公営) 第三保育所	三芳町竹間沢 5 6 6 - 1	TEL : 049 - 258 - 9961
(民営) 桑の実三芳保育園	三芳町藤久保 8 5 5 - 9 0	TEL : 049 - 257 - 1051
(民営) あずさ保育園	三芳町藤久保 3 5 7 - 7	TEL : 049 - 274 - 1300
(民営) 三芳元氣保育園	三芳町藤久保 6 4 4 3	TEL : 049 - 257 - 1101
(民営) そよかぜ保育園	三芳町藤久保 9 1 0 - 3	TEL : 049 - 258 - 6858
(小規模保育施設) つくしっこ	三芳町みよし台 7-9 シャルルみずほ 1 0 1 号	TEL : 049 - 257 - 2945
(小規模保育施設) にじいろ保育園	三芳町藤久保 5 3 9 - 6	TEL : 049 - 274 - 1303
(小規模保育施設) すくすく保育園	三芳町藤久保 5 0 6 4	TEL : 049 - 257 - 5711
(認定こども園) こすず幼稚園	三芳町北永井 7 2 - 1	TEL : 049 - 258 - 7331